



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表
平成30年8月6日(月)

担
当

労働基準部 監督課
課長 吉岡 宏修
主任監察官 笠原 勝
電話 075-241-3214(ダイヤル)

自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導結果を公表します

～労働基準関係法令違反が認められたのは、91.6%の87事業場～

京都労働局(局長 高井 吉昭)は今般、平成29年(平成29年1月～平成29年12月)に、府内の労働基準監督署において自動車運転者を使用する95事業場に対して実施した監督指導結果を取りまとめた(別紙1参照)。

その結果は以下の「監督指導結果のポイント」にあるとおり、違反率が9割を超える結果(過去5年で最も高い違反率)となった。

そこで当局では、来月の「秋の全国交通安全運動(9月21日～30日)」の時機を捉え、集中的な監督指導を実施することにより自動車運転者の適正な労働条件の確保を図ることとしている。

※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)(別紙2参照)

【監督指導結果のポイント】

87事業場(91.6%)で労働基準関係法令違反が認められ、50事業場(52.6%)で改善基準告示違反が確認されたため、是正指導を実施した。

- | | | |
|---|-----------------------------------|--------------|
| 1 | 監督指導の実施事業場： | 95事業場 |
| | このうち、87事業場(全体の91.6%)で労働基準関係法令違反あり | |
| 2 | 主な労働基準関係法令違反(違反事業場数：87事業場) | |
| | (1) 違法な時間外労働のあったもの： | 59事業場(50.0%) |
| | (2) 違法な休日労働のあったもの： | 11事業場(11.6%) |
| | (3) 適正な割増賃金が支払われていなかったもの： | 40事業場(42.1%) |
| | (4) 定期健康診断を実施していなかったもの： | 14事業場(14.7%) |
| 3 | 主な改善基準告示違反(違反事業場数：50事業場) | |
| | (1) 1日の最大拘束時間を超えていたもの： | 40事業場(42.1%) |
| | (2) 1か月の総拘束時間を超えていたもの： | 39事業場(41.1%) |
| | (3) 必要な休息期間を与えていなかったもの： | 26事業場(27.4%) |

自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導の状況（平成29年）

1 業種ごとの監督指導実施事業場数、労働基準関係法令違反数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

*表中の（ ）内は、監督事業場数に対する違反率。以下同じ。

事項 業種	監督実施 事業場数	労働基準関 係法令違反 事業場数	主な違反事項			
			労働時間	休 日	割増賃金	定期健康 診断
トラック	63	61 (96.8%)	47 (74.6%)	10 (15.9%)	29 (46.0%)	12 (19.0%)
バス	8	7 (87.5%)	3 (37.5%)	1 (12.5%)	3 (37.5%)	1 (12.5%)
ハイヤー・ タクシー	22	18 (81.8%)	9 (40.9%)	0 (0%)	7 (31.8%)	1 (4.5%)
そ の 他	2	1 (50%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (50.0%)	0 (0%)
合 計	95	87 (91.6%)	59 (62.1%)	11 (11.6%)	40 (42.1%)	14 (14.7%)

2 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

事項 業種	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
			1日最大 拘束時間	1か月総 拘束時間	休息期間	連続運転 時間	最大運転 時間
トラック	63	42 (66.7%)	35 (55.6%)	34 (54.0%)	25 (39.7%)	19 (30.2%)	14 (22.2%)
バス	8	3 (37.5%)	3 (37.5%)	2 (25.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
ハイヤー・ タクシー	22	5 (22.7%)	2 (9.1%)	3 (13.6%)	1 (4.5%)	—	—
そ の 他	2	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
合 計	95	50 (52.6%)	40 (42.1%)	39 (41.1%)	26 (27.4%)	19 (20.0%)	14 (14.7%)

(注)ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「連続運転時間」、「最大運転時間」の定めがない。

3 平成27年から平成29年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数及び改善基準告示違反事業場数は、次のとおりであった。

業種・事項		年		
		平成27年	平成28年	平成29年
トラック	監督実施事業場数	77	79	63
	労働基準関係法令違反事業場数	64 (83.1%)	63 (79.8%)	61 (96.8%)
	改善基準告示違反事業場数	52 (67.5%)	48 (60.8%)	42 (66.7%)
バス	監督実施事業場数	7	15	8
	労働基準関係法令違反事業場数	7 (100%)	13 (86.7%)	7 (87.5%)
	改善基準告示違反事業場数	1 (14.3%)	8 (53.3%)	3 (37.5)
ハイヤー・タクシー	監督実施事業場数	13	15	22
	労働基準関係法令違反事業場数	11 (84.6%)	13 (86.7%)	18 (81.8%)
	改善基準告示違反事業場数	2 (15.4%)	3 (20.0%)	5 (22.7%)
その他	監督実施事業場数	3	7	2
	労働基準関係法令違反事業場数	1 (33.3%)	7 (100%)	1 (50.0%)
	改善基準告示違反事業場数	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
合計	監督実施事業場数	100	116	95
	労働基準関係法令違反事業場数	83 (83.0%)	96 (82.8%)	87 (91.6%)
	改善基準告示違反事業場数	55 (55.0%)	59 (50.9%)	50 (52.6%)

4 近畿運輸局・京都運輸支局との連携状況

(1) 相互通報制度

自動車運送業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、京都労働局と近畿運輸局が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

事 項 \ 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
京 都 労 働 局 か ら 通 報 し た 件 数	27	20	34
近 畿 運 輸 局 か ら 通 報 を 受 け た 件 数	7	9	13

(2) 合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、京都労働局と京都運輸支局が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

* 合同監督・監査開始年度：ハイヤー・タクシー事業場（平成 18 年度）

トラック事業場及びバス事業場（平成 20 年度）

業 種 \ 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
ト ラ ッ ク	3	1	3
バ ス	0	2	0
ハ イ ヤ ー ・ タ ク シ ー	0	0	1
合 計	3	3	4

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

・長時間労働、交通事故の増加
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年):運転時間上限1日9時間、1週間48時間

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定

※ 制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

内 容

拘束時間	総拘束時間	トラック：原則 1か月 293時間 バス：原則 4週間平均で1週間 65時間 タクシー：原則 1か月 299時間
	最大拘束時間	トラック、バス、タクシー：原則 1日 16時間 (ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)
休息期間	トラック、バス、タクシー：原則 継続8時間以上	
最大運転時間	トラック：原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間 バス：原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間	
連続運転時間	トラック、バス：4時間以内 運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。	
休日労働	トラック、タクシー：2週間に1回以内、 かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 バス：2週間に1回以内、 かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	

・拘束時間＝始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)

・休息期間＝勤務と次の勤務の間の自由な時間

※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。